

令和5年度
閲覧設計書

工 事 名	さつま地区水産環境整備工事(幣串R5-1工区)
工 事 箇 所	出水郡長島町幣串地先
工 期	285日間

【 閲覧設計書内訳 】

内 訳	添付の有無
特記仕様書	○
図面	○
設計内訳(金抜) ※	○
積算単価根拠表	○

※は参考資料である。

◎本閲覧における問合せについては担当課までお願いします。

担 当 課	建設係
-------	-----

【留意事項】

従来の「閲覧設計図」の名称を廃止し、「実施設計図」を閲覧設計書に添付しています。

○鹿児島県 土木部

照合確認	電子閲覧
------	------



- 特記仕様書 -

第1章 総則

- 1 工事名 さつま地区水産環境整備工事(幣串5-1工区)
- 2 路線名 ー
- 3 工事箇所 出水郡長島町幣串地先
- 4 工事期間 285日間

第1条 準拠図書

本工事は本特記仕様書、契約書、設計図書によることとし、特に定めのない事項については、下記のとおりによるものである。

- 1 土木工事共通仕様書(鹿児島県土木部制定、令和4年1月版)
- 2 土木工事施工管理基準(鹿児島県土木部制定、令和4年1月版)
- 3 土木請負工事必携(鹿児島県土木部制定)
- 4 その他関係要綱、指針、示方書等

第2条 施工条件明示

別紙、施工条件明示によるものとする。

第3条

本工事の契約数量は、別紙「本工事費内訳書」のとおりとする。

なお、この数量に変更が生じた場合は、発注者と協議のうえ契約変更の対象とする。

第2章 工事の施工

【準備工】

第4条 工事用基準

基準高：別紙-3による。

基準点：監督職員の指示による。

第5条

クレーン類の作業料金について

ラフテレーンクレーンの賃料は見積り単価の長期割引ありで積算しているが、ラフテレーンクレーンの賃貸期間が24日未満となる場合は、「長期割引なし」単価での積算として設計変更の対象とする。

なお、請負者は賃貸期間の判る資料(領収書等)を添付した打合せ簿により協議すること。

【回航】

第6条

巡回クレーン船(400t吊)の回航

- 1 巡回クレーン船(400t吊)の回航については、在港調査を行った結果から宮崎港より往復の費用を計上している。
- 2 巡回クレーン船(400t吊)の回航は、当該港への入出港を書面等をもって確認し、入出港が宮崎港と異なる場合については、監督職員と協議のうえ設計変更の対象とする。
- 3 巡回クレーン船(400t)の回航において、その他疑義が生じた場合は、監督職員と別途協議しなければならない。
- 4 回航に伴う確認請求は、原則として契約後、最初に行う施工計画書の立案時に行うこと。

第7条

受注者は、作業船及び浮体等を回航する場合、港湾工事共通仕様書1-1-39（漁港の場合、漁港漁場関係工事共通仕様書1-1-38）に基づき、回航保険を付保しなければならない。

なお、回航保険契約を締結したときは、建設工事請負契約書第48条に基づき、直ちに回航保険証明書の写しを添付した工事打合書を提出すること。

第8条

工場塗装工

工場塗装の仕様は次を標準とする。

	2次素地調整	プライマー	下塗り	中・上塗り
浮体内面	電動工具	有機ジンクリッチプライマー	変性エポキシ樹脂 塗料内面用(120 μ)	変性エポキシ樹脂 塗料内面用(120 μ)
艀装品	製品プラスト	無機ジンクリッチプライマー	厚膜型エポキシ樹脂 塗料(100 μ)2回	ポリウレタン樹脂 塗料(40 μ)2回

※内面の部材加工後の2次素地調整については、プライマーの損傷部、発錆部を電動工具処理により施工するものとし、設計では塗装面積100㎡当たり30㎡程度の電動工具処理及びジンクリッチプライマーの補修塗りを見込んでおり、動力工具処理の実施面積による設計変更は行われない。

第9条

鉄筋工

鉄筋の材質は、下表のとおりとする。

名称	材質	備考
異形鉄筋	SD345	躯体工

【施工条件の明示】

第10条 施工条件の明示

本工事の施工にあたっての施工条件を下記及び別紙に明示するので、受注者は、施工計画書の作成時及び工事施工時においては、十分留意するものとする。

なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。

また、工事実施期間中に発生した施工条件についても、発注者・受注者協議し、契約変更の対象とする。

その他

・浮体の曳航

浮体の大きさは、長さ44m×幅12.5m×高さ3.5mと大型であり、製作完了後の曳航回航時においては、事前に海上保安部等関係機関と調整を行い、付近を航行する船舶への周知等を行うものとする。

また、関係漁協の他水産関係者等に対し、事前にその時期や曳航方法（ルート含む）について十分な説明を行うものとする。

第11条

工場製作工

(1) 製品精度の基準については、「土木工事施工管理基準」及び「浮体式係船岸設計・施工マニュアル(案)」(以下マニュアルという)に基づいて行うこと。また、同基準及びマニュアルに示されていない基準については、監督職員と協議の上決定すること。

(2) 使用する鋼材については、鋼材ラベルと鋼材規格証明書(ミルシート)との照合を行うものとする。

(3) 溶接検査については、単体ブロックの取付精度及び溶接部の脚長・余裕高さ・アンダーカット等が許容値内であることを確認すること。

(4) 放射線透過検査

1. 浮体の鋼材の突合せ溶接部を対象に溶接線長の5%以上について行うこと。
2. 判定基準は、JIS Z3104の2級によるものとする。

第12条

出来形管理基準

浮体据付基準については以下のとおりとする。

(1) 浮体据付位置

トランシットにより浮体の四隅の位置を測定

- a. 法線出入り ±1m以内
- b. 浮体間隔 ±0.5m以内

(2) 浮体乾舷

計画乾舷の±10%以内

- 第13条 段階確認検査
〔工場製作工〕
- ・ 原寸検査
 - ・ 放射線透過検査
 - ・ 不可視部確認
 - ・ 仮組立検査
 - ・ 本組立検査
 - ・ 気密検査
 - ・ 塗装前検査（防錆状況）
 - ・ 塗装前検査（プライマー後）
 - ・ 下塗後検査
 - ・ 上塗後検査
- 〔浮防波堤〕
- ・ 躯体配筋検査
 - ・ 進水前検査
 - ・ 防波堤掘付前確認（出来形確認）

第3章 安全管理

- 第14条 請負者は、本工事の安全、的確、円滑な施工を確保するため、下記の配置要領に基づき、潜水技士及び海上起重作業管理技士の配置を適正に行うこと。
- 1 港湾工事等潜水作業従事者配置要領
 - 2 港湾工事等海上起重作業船団長配置要領

- 第15条 安全監視船については、当初計上していないが、海上保安部や地元漁業者などから配置の要請があった場合は監督職員と協議の上配置するものとする。

第4章 提出書類

- 第16条 出来高報告書
工事の出来高報告書を月末25日までに、月末状況写真(全景)を添付し報告すること。

- 第17条 安全管理
土木工事共通仕様書(第1編1-1-1-26 第8項)に基づく「安全・訓練等の実施状況」については、別紙報告書に記録するとともにその実施状況写真を添付し、月末25日までに監督職員に提出すること。

[様式: 別紙-6](別紙報告書)

- 第18条 工事打合書
協議、承諾、報告事項等は、すべて工事打合書により行うこと。
[様式: 別紙-8]

- 第19条 緊急連絡体制等
工事の期間が年末年始、長期連休期間、盆休み、その他長期休暇中に係る場合は、事前にその期間の管理体制、緊急連絡体制について記した書類を提出すること。
また、警報発令時は、現場巡回を行い、結果を監督職員へ報告すること。

施工条件明示（特記すべき事項）

	明示事項	明示内容	出典	頁	該当項目
基本 事項	概算数量発注	・ 概算数量発注方式により積算・工期設定	共通仕様書 11-7-1-13	11-72	—
		設計金額2,500万円未満 標準工期+15日付与			—
		設計金額2,500万円以上 標準工期+30日付与			—
	契約保証金	・ 契約の保証は、当初請負金額が500万円を超える場合、請負金額の10分1以上の金銭的保証を要す。	契約書 第36条	-	○
	前払金	・ 前払金を40%の範囲内で支払うことができる。	契約書 第35条	-	○
		・ 本工事（ゼロ県債）事業については、令和〇年4月〇〇日以降に請求することができる。			○
	部分払い	・ 部分払いの請求は2回以内で、前金払がある場合でも2回とする。ただし、中間前払金があるときは、部分払いは行わない。	契約書 第38条	-	○
	余裕期間	・ 余裕期間設定契制度の対象工事	共通仕様書 11-7-1-29	11-81	—
		〇〇日、〇月〇日まで			—
	週休2日（試行）	・ 「週休2日」試行工事（4週8休以上）	共通仕様書 11-7-2-9	11-85	○
	現場環境改善 （イメージアップ）	・ 現場環境改善の適用工事	共通仕様書 11-7-1-20	11-75	○
	請負代金内訳書及び工事 費構成書	・ 請負金額1億円以上かつ工期が6ヶ月を超える工事	共通仕様書 3-1-1-1	3-1	○
	品質証明	・ 予定価格1億円以上で対象工事	共通仕様書 3-1-1-6	3-5	—
	交通誘導員	・ 現道工事等における交通誘導員の資格要件の条件明示	共通仕様書 11-7-1-22	11-77	—
	熱中症対策	・ 熱中症対策に資する現場管理費の補正対象工事	共通仕様書 11-7-1-12	11-72	○
	時間的制約を受ける工事	・ 時間的制約を受ける公共土木工事の積算	共通仕様書 11-7-1-15	11-72	—
		①工事全体で制約			—
		②現道上の工種で制約			—
	③積算しない	—			
	施工箇所所在	・ 施工箇所が所在する工事の積算方法	共通仕様書 11-7-1-24	11-78	—
「〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区」 一般管理費等の算出率は「〇〇地区」で設定		—			
遠隔臨場（試行）	・ 公共工事等における遠隔臨場の試行工事	共通仕様書 11-7-1-16	11-73	○	
配置技術者等の途中交代	・ 技術者の途中交代	共通仕様書 11-7-1-3	11-69	○	
監理技術者等の専任を要 しない期間	・ 請負金額4,000万円以上の工事	共通仕様書 11-7-1-4	11-69	○	
現場代理人常駐	・ 現場代理人の常駐を要しない場合の明確化	共通仕様書 11-7-1-5	11-69	○	
現場代理人兼任（試行）	・ 現場代理人の兼任に関する運用の試行 兼任可能3件、80,000千円未満など	共通仕様書 11-7-1-19	11-74	○	

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項	明示内容	出典	頁	該当項目	
基本 事 項	特例管理技術者の配置	・ 下請合計金額4,500万円以上で、 監理技術者の兼任を認めない工事 ・ 下請合計金額4,500万円以上で、 監理技術者の兼任を認める工事	共通仕様書	11-73	—
			11-7-1-18		○
	中間検査	・ 本工事は、 中間検査を実施する工事（原則2,000万円以上） ・ 本工事は、 中間検査を実施しない工事（浚渫、 寄洲除去など）	共通仕様書	3-5 11-73	○
			3-1-1-8 11-7-1-17		—
	施工体制台帳 施工体系図	・ 施工体制台帳及び施工体系図等の取り扱い	共通仕様書	1-8 11-71	○
	1-1-1-10 11-7-1-8,9				
	CCUS	・ 建設キャリアアップシステム活用工事	共通仕様書	11-71	○
	11-7-1-10				
	地域外労働者確保	・ 地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について 三島村（全域）， 十島村（全域）， 口永良部島， 加計呂麻島， 与路島， 請島の工 事	共通仕様書	11-82	—
	11-7-1-30				
	法定外の労働保険付与	・ 「土木工事標準積算基準書」を適用する全ての工事	共通仕様書	11-72	○
	11-7-1-14				
	排出ガス対策型 第3次基準値	・ 排ガス3次基準以上の建設機械の確保が困難と想定される場合 ○○（工種名）（S○○○○）における○○（建設機械名）の機械損料（損 料）の第○次基準値の建設機械 ・ 排ガス3次基準以上の建設機械の確保が可能または可否の判断ができない場合 ○○（工種名）（S○○○○）における○○（建設機械名）の機械損料（損 料）の第○次基準値の建設機械	共通仕様書	11-86	—
					11-7-2-11
	国土調査の基準点	・ 国土調査の基準点等測量標識等の保全	共通仕様書	11-83	○
	11-7-2-1				
	電子納品	・ 電子納品ガイドライン対象工事	共通仕様書	11-69	○
	11-7-1-1				
	県産資材の優先使用	・ 県産資材の優先使用	共通仕様書	11-70	○
11-7-1-6					
下請工事管内優先活用	・ 下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用	共通仕様書	11-70	○	
11-7-1-7					
快適トイレ	・ 建設現場における「快適トイレ」設置試行対象工事	共通仕様書	11-72	○	
11-7-1-11					
三者技術調整会	・ 本工事は、 三者技術調整会を開催する工事 ・ 本工事は、 三者技術調整会を開催を予定していない工事	共通仕様書	11-77	—	
				11-7-1-23	○
スランプ	・ 鉄筋コンクリート構造物等のスランプ値について	共通仕様書	11-85	—	
11-7-2-10					
危機事象時緊急連絡先	・ 土木工事等において危機事象が発生した場合の対応 地域振興局名： 鹿児島県庁商工労働水産部漁港漁場課 緊急連絡先： 099-286-3456	特記事項	—	○	
暴力団不当介入	・ 暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置	共通仕様書	11-69	○	
11-7-1-2					
工 程 関 係	契約工期	・ 契約工期は、 285日間 ・ 翌年度への繰越予定（○○日延長予定）⇒令和○年○○月○○日予定	共通仕様書	11-77	○
			11-7-1-21		—
	河川区域制約	・ 令和○年○月○日までは、 出水期であるため着手できない。	特記事項	—	—

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容				出典	頁	該当項目
工程関係	占有物件など	・令和〇年〇月〇日までに、N T T 電柱移設が完了予定である。				特記事項	-	-
	部分引き渡し	・令和〇年〇月〇日に〇〇〇〇部分を引渡しを行う。				特記事項	-	-
	作業不能日数	・本工事の工期は、波浪等により作業不能日数を〇〇日見込む。				特記事項	-	-
	他工区との調整	・先行している工事の工期は、令和3年12月〇〇日完成を予定しており、着手は、令和4年1月〇日から着手となる。				特記事項	-	-
用地関係	補償物件	・一部の用地については、現在移転中であり、令和3年〇〇月までに移転完了予定である。				特記事項	-	-
	工作物	・No.〇〇~No.〇〇までの区間は、農作物の収穫が終わる令和3年〇月〇日頃まで着工してはならない。				特記事項	-	-
	仮設ヤード	・本工事における〇〇の製作に当たっては、仮設ヤードとして下記を考慮。諸条件により難しい場合は、別途協議する。 (1) 場 所： (2) 期 間： (3) 復旧条件：				特記事項	-	-
公害関係	公害防止	・本工事の仮締切りの鋼矢板の施工については、油圧式高周波型パイロハンマによる打込み、電動式パイロハンマによる引抜きを計画している。なお、現地の状況（土質、地質、周辺環境等）により、これによりがたい場合は、別途監督職員と協議するものとする。				特記事項	-	-
	水替・流入防止対策	・本工事における〇〇工については、〇〇による水替を〇〇日間（常時）を計画しているが、これによりが難しい場合は、別途協議する。				特記事項	-	-
工事関係	I C T 活用工事	・発注者指定型（土工）10,000m3以上				試行要領	-	-
		・受注者希望型（土工）						-
		・受注者希望型（舗装工）						-
		・受注者希望型（舗装工（修繕工））						-
		・受注者希望型（法面工）						-
		・受注者希望型（付帯構造物設置工）						-
	コンクリート工	・コンクリートは、JISA5308に規定するレディーミクストコンクリートとし、品質については、下記のとおりとする。				特記事項	-	○
		呼び強度	スランブ	空気量	粗骨材最大粒径			
		18N/mm2	8cm	4.50%	40mm			
		使用工種	水セメント比(上限値)	セメントの種類	その他			
		バラスト工	-	高炉B種以上				
		呼び強度	スランブ	空気量	粗骨材最大粒径			
24N/mm2		12cm	4.50%	20mm				
使用工種		水セメント比(上限値)	セメントの種類	その他				
躯体工	55%以下	高炉B種以上						
特殊コンクリート2次製品	・シラスコンクリート間知ブロック、・シラスコンクリート大型積ブロック、・シラスコンクリート歩車道境界ブロック（B型）、・シラスコンクリート落蓋U型溝及び蓋版（縦断用）、・シラスコンクリート落蓋U型溝（横断用）、・シラスブロック（平板型）・（地域自然石型）、・かぶせ蓋式U型側溝及び蓋版（道路用・水路用）				共通仕様書 11-7-2-6	11-84	-	
工事用道路関係	・盛土材の運搬経路は、土取場⇒主要県道 〇〇〇線⇒市道〇〇線⇒現場とし、他の経路は通行してはならない。				特記事項	-	-	
	・〇道〇〇号は、〇〇市との協議の結果、〇〇t以上の工事車両は通行してはならない。				特記事項	-	-	

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容			出典		該当項目	
					頁			
工事関係		・本工事施工に伴う工事用車両進入路のうち、粉じん防止のため1日〇〇回程度の散水を行うとともに、路面維持に努めること。			特記事項	-	—	
	仮設道路関係	・仮設道路については、別添資料のとおり、幅員W= m, 延長L= mで計画している。これにより難しい場合は、別途協議するものとする。			特記事項	-	—	
	工事標示施設	・通常看板「道路工事現場における表示施設等の設置基準」 ・「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」追加看板			特記事項	-	○ —	
	仮設備関係	・本工事の施工のために必要な迂回路に仮設する仮橋の構造は、別添図面とおりとし、存置期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日とする。			共通仕様書 11-7-1-28	11-81	—	
		・本工事で設置した足場は、引き続き発注される〇〇工事（令和3年〇月発注予定）及び〇〇〇工事（令和3年〇月発注予定）に使用する予定があるので、工事完了後も存置するものとする。					—	
	ヤンバルトサカヤスデ	・ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について			共通仕様書 11-7-2-3	11-83	○	
	過積載防止	・建設工事における過積載防止の徹底について			共通仕様書 11-7-2-2	11-83	○	
鳥インフルエンザ	・高病原性鳥インフルエンザ対策の徹底について			共通仕様書 11-7-2-7	11-85	○		
建設副産物	建設発生土の処理	建設発生土は、下記の場所に搬出すること。 受入れ場所：〇〇市〇〇町〇〇地内 処分場名：〇〇〇〇〇〇処分場 運搬距離： 0 km その他留意事項など：			共通仕様書 11-7-1-26	11-80	—	
	建設リサイクル法	工程	作業内容	分別解体等の方法（※）	共通仕様書 11-7-1-25	11-79	○	
	①分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		鹿兒島県 における 再生資材 活用工事 実施要領 (土木) の運用	-	/
		②土工	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用				
		③基礎工事	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用				
		④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用				
		⑤本体付属物	本体付属物の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用				
②再資源化等をする施設の名称及び所在地	特定建設資材廃棄物の種類		施設の名称	所在地				
再生資源の利用	資材名	規格	備考 (使用箇所)	共通仕様書 11-7-1-25	11-78	—		
	再生加熱アスファルト混合物	A s 量 ▲%密粒再生						
	再生切込砕石（かごしま認定リサイクル製品）	RC-40(30)						

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項	明示内容				出典	頁	該当項目		
建設副産物	建設発生土の利用	・〇〇に使用する土は〇〇工事の建設発生土を利用するものとする。				共通仕様書 11-7-1-25	11-78	—	
	指定副産物の搬出	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	共通仕様書 11-7-1-25	11-78	—	
		コンクリート							
		木くず							
	建設汚泥の再生利用 ①処理概要	中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途	共通仕様書 11-7-1-25	11-79	—	
		②「建設汚泥処理土の品質区分基準」	品質区分基準	指標等					試験回数
			品質基準	コーン指数					
		生活環境保全上の基準	土壌環境基準（環境基本法）						
	特定有害物質の含有量基準（土壌汚染対策法）								
建設汚泥の搬出 ①施設の名称及び所在地	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	共通仕様書 11-7-1-25	11-79	—		
②受入時間	〇〇処分場：〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分 エコパークかごしま：〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分								
③その他 仮置き等必要条件									
根株、伐採木等の利用 発生工事 利用工事	保管場所：〇〇市〇〇町〇〇地内				共通仕様書 11-7-1-27	11-81	—		
	・〇〇市〇〇町〇〇地内に保管している、根株・伐採木を法面工の基盤材として、発注者から引き受けることとする。						—		
関係機関との協議	・本工事における、下記工種については、〇〇〇と近接して施工するため、施工計画作成及び工事の施工にあたっては、十分に留意するものとする。				共通仕様書 1-1-1-36 11-7-2-5	1-28 11-84	—		
施工体制点業務への協力	・本工事の施工体制点検業務を委託している「施工体制調査員」が工事現場に点検を実施する。				共通仕様書 11-7-2-4	11-84	○		
路上工事の縮減	・路上工事縮減に関する行動計画				特記事項	-	—		
	①お盆						○		
	②年末年始						○		
	③交通への影響が大きい期間（祭り、イベント等）						○		
漁協権者との調整	・工事着手前に、内水面漁業権者と工法、施工時期、水質汚濁防止の方法等について協議し、河川工事の理解と協力を得ること。				特記事項	-	—		
工事現場発生品	・在来施設の撤去により生じた現場発生品は、当該工事に使用するものとし、残量については、下記の場所まで運搬のうえ引渡すものとする。				共通仕様書 1-1-1-18	1-12	—		
	現場発生品名		引渡場所						

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容				出典	頁	該当項目
その他	支給材料及び貸与品	・本工事における支給品は、下記のとおりとする。				共通仕様書 1-1-1-17	1-11	—
		支給品名	規格	数量・単位	支給場所			
	部分使用	・本工事については、工事引き渡し前に工事請負契約書第33条により下記について部分使用する場合がある。その際は、受注者の承諾を得るものとする。 (1) 部分使用範囲：別添図のとおり (2) 目的： (3) 部分使用期間：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日				契約書 第34条	-	—